

海軍公報

(部内限) 第四千四百九十六號

昭和十八年九月十八日(主)

海軍大臣官房

○令達

官房需第二〇一號

艦營需品定額表中數量左ノ通定ム

昭和十八年九月十七日

海軍大臣

主計長主管

艦 船 部 隊 名 稱	艦 船 名	艦 船 數	艦 船 品 類 及 番 號	區 別	消 耗 品
				功 績 調 查 用 紙	二 ノ 五 一
陸 上 部 隊 (特 設 ヲ 含 ム)	※			記	事
艦 船 (特 設 ヲ 含 ム)	※				

○通牒

軍務一機密第七六五號

昭和十八年九月十七日

海軍省軍務局長

各廳長殿

機密書類取扱ニ關スル件申進

内令提
要登載

機密書類ノ取扱ニ關シ戰時下一段ノ注意ヲ要スベキ處未ダニ規定ヲ勵行セザルモノノ不注意ノ爲機密書類ヲ亡失散逸スルモノ等其ノ跡ヲ絶タズ防諜上眞ニ寒心ニ堪ヘザル次第ニ有之候ニ付テハ最近ノ事例ニ鑑ミ左記諸點ニ留意シ防諜上萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一 保管當事者ノ責任感ヲ旺盛ナラシムルコト
- 一 一般ニ機密書類ニ關スル事件ハ直接取扱者ノ不注意ニ依ルハ勿論ナルモノ之ガ根本原因ハ保管責任者タル上級者ガ機密保持ニ對スル關心薄ク取扱ヲ一切下級者ニ委ネ之ガ監督不充分ニ因ルモノ多キヤニ見受ケラル保管ノ責任者ハ戰時下一層責任感ヲ以テ之ガ監督取締ニ努ムルコト最緊要トス

海軍公報(部内限) 第四千四百九十六號

昭和十八年九月十八日

九九五

1284

二 海軍機密書類取扱規則ヲ嚴守勵行スルコト

機密書類保管關係者ニシテ本規則ヲ熟知セザルヤニ見受ケラレルモノアリ熟讀了解セシメ取扱ニ關シ遺憾ナキヲ期スルコト

三 包裝及荷造ヲ確實ニスルコト

右ニ對シテハ屢注意ヲ喚起セラレタルニ拘ラズ移轉送達旅行等ノ場合尙不充分ト認メラルモノ多ク殊ニ最近某廳ニテ移轉ニ際シ之ガ包裝及荷造法不良ノ爲街頭ニテ散逸セル例アリ

四 機密事項記入ノ私有書類ノ保管ヲ確實ニスルコト

機密事項ハ手帳類ニ記入スルコトハ一般ニ嚴禁セラレアルモ執務上己ムヲ得ズ記入セル場合ハ此等手帳類ノ取扱ニ關シテハ各自ニ於テ充分注意シ不用ノ際ハ直ニ燒却等ノ處置ニ出ルヲ要ス最近此ノ種手帳類ヲ亡失シ他ニ收得セラレタルモノアリ

五 各廳又ハ各人ノ保管スル不用機密書類ハ速ニ處分スルコト

不用機密書類ヲ徒ニ集藏スルコトハ亡失散逸ノ機會ヲ多カラシムルノ虞アリ今後敵空襲ノ算大トナルベク空襲時ノ被害ヲ考慮シ此ノ際別ニ規定アルモノ又ハ特ニ必要ト認メラルモノノ外不用書類ハ規定ニ

遵ヒ速ニ還納又ハ廢棄處分等ノ方法ヲ講ズルコト緊要ト認ム最近不用書類ノ始末不良ノ爲散逸シ問題トナリタル例アリ

兵備四第一六一號

昭和十八年九月十八日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

企業整備ニ伴フ從業者ノ生活援護費ニ

關スル件申進

首題ニ關シ別紙第一ノ通厚生省勤勞局長ヨリ照會有之候條本制度制定ノ趣旨ヲ體シ本件實施上遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ之ガ實施ニ當リテハ別紙第二厚生省發勤第三三六號各地方長官宛勤勞局長通牒ニ依ルノ外左記ニ依ルコトニ定メラレ候

記

一 別紙第二ノ二就職後ノ生活援護(三)ノ1中「就業十

一時間」トアルハ「二時間増服業」トス

二 右

同 (三)ノ2 特殊作業手

當トハ左ノ給與トス

(イ) 海軍工員規則第五十八條附表第三號第三ノ當直

勤務ニ對スル勤勉加給

(ロ) 右 備考第一ノ

勤勉加給増給

(ハ) 右 第五十九條ノ特殊事業加給

(ニ) 右 第六十二條ノ夜業加給

三 右 同 (八) 中「其ノ他支給

金額ニ變更アルベキ事實生ジタル時」トハ「本人ノ

生活程度等ヲ考慮ノ上著シク支給金額ノ變更ヲ要ス

ト認ムル事實生ジタル時」トス

(別紙二葉添)

航本機密兵無線第五七號

昭和十八年九月十八日

海軍航空本部總務部長

海軍艦政本部總務部長

關係各廳長殿

航空無線兵器並水晶發振子所掌ニ關スル

件照會

六月一日艦本機密第一一號ノ七二二〇(昭和十八年六月二日海軍公報(部内限)參照)關聯首題ノ件左ノ通ニ有之候條了知相成度

記

航空無線兵器

一 艦隊麾下航空機ヲ有スル艦船部隊ニ供給又ハ貸與ノ目的ヲ以テ艦隊司令部ニ一括供給又ハ貸與スルモノニ在リテハ航空本部所掌

二 水晶發振子

(一) 聯合艦隊内ハ聯合艦隊司令部ニ、支那方面艦隊内ハ支那方面艦隊司令部ニ一括貸與スルコトトシ

航空機用ハ航空本部所掌、艦船用ハ艦政本部所掌

(二) 右以外ノ航空艦隊、聯合航空隊、航空隊並航空基地等ニ供給又ハ貸與スベキモノハ航空機用艦船用共航空本部所掌

(三) 前各號以外ハ艦政本部所掌

○ 辭 令

海軍少將 小林 義治

海軍規格審議會議員ヲ命ス

海軍規格審議會幹事ヲ命ス(其前海軍省)

海軍主計中尉 高 田 勝

平壤丸ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(其前支出官 海軍省經理)

海軍公報(部内限)第四千四百九十六號

昭和十八年九月十八日

九九七

局長)

海軍主計大尉 桂 讓 二

第六課勤務ヲ命ス(海軍省經理局)

○ 雜 款

○普通軍事教育圖書

昭和十八年八月中納庫セル普通軍事教育圖書左ノ如シ

(海軍文庫)

圖 書 名	標 記 番 號	類 別
武士道全書 第十二卷	海軍省教普 第一六九五號十三	備 品
米國及英國ニ對スル宣戰ノ詔書		備 品
支那 忠勇列傳 陸軍之部 第二十六卷	海軍省教普 第一三四四號二十六	備 品
詔勅慶攻 第一卷	海軍省教普 第一六七六號一	備 品
昭和十八年版 日本國勢圖會	海軍省教普 第一七六四號	消 耗 品
迷彩ト偽裝	海軍省教普 第一七六六號	消 耗 品
瓦斯防護教範		消 耗 品
科學から見る明日の世界		消 耗 品

○司令驅逐艦變更

第四驅逐隊司令ハ九月四日司令驅逐艦ヲ野分ニ變更セリ

○當地目下貸家貸間極度ニ拂底セル狀況ニ付當方面轉勤者ハ一時家族滯留ヲ見合セラレ度

(茂原航空基地(假稱)設立準備員事務所)

○事務引繼

在滿洲國資金前渡官吏九月十日事務引繼ヲ了ス

前任 海軍少將 丸茂 邦則
後任 海軍主計中佐 中澤 清

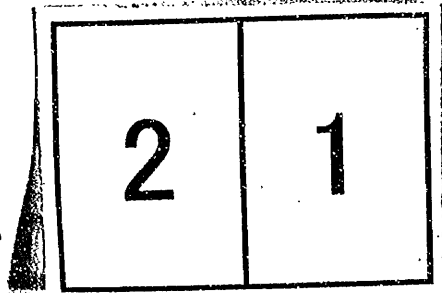
○事務開始

第十一魚雷艇隊事務所ハ九月五日吳海軍工廠内ニ於テ事務ヲ開始セリ

(電話吳工廠 三八七二番)

第二期軍醫、藥劑、技術、齒科醫見習尉官教育準備事務所ハ十月十一日東京都京橋區築地海軍軍醫學校内ニ於テ事務ヲ開始セリ

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3版以上のため
文書等名	企業整備に伴う従業員生活 援護費支給に関する件
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

(別紙第一)
勸發第二九五號
昭和十八年八月三日

(昭和十八年九月十八日海軍公報(部内限))

海軍省兵備局長殿
厚生省勤勞局長

企業整備ニ伴フ從業者ノ生活援護費支給ニ關スル件
企業整備ニ伴フ從業者ノ生活援護費ニ關シテハ別紙要綱ニ依リ支給ヲ爲スコト相成候處國及軍作業應ニ就職シタル者ニ對シテモ本要綱ニ依リ就職後ノ生活援護費ヲ支給スルコト相成候ニ付テハ該當者有之候ハバ當該官衙ノ長又ハ關係部隊長ニ於テ本件申請者御取纏メノ上第二號様式裏面認定者ニ準ジ御意見ヲ附シ所轄地方長官宛御進達相成様可然御高配相煩度
追テ本件制度ノ趣旨徹底方ニ關シテハ貴管下各關係官衙ニ御連絡ノ上遺憾ナキ様御配意相煩度申添候
生活援護費支給要綱

一 企業整備ニ依ル廢止工場事業場其ノ他ノ場所ノ從業者ニシテ直ニ他ニ轉換シ得ザル者並ニ既ニ轉換シタル者ニシテ特別ノ事情ニ依リ生活困難ナルモノニ對スル生活援護ハ本要綱ノ定ムル所ニ依ル
二 本生活援護ニ離職中ノ生活援護ト就職後ノ生活援護トニ分チテ之ヲ爲ス
離職中ノ生活援護 (略)
就職後ノ生活援護
一 行政官廳ノ命令又ハ指導勸奨ニ依リ廢止工場事業場其ノ他ノ場所ノ從業者勞務調整令ノ就職命令又ハ行政官廳ノ指導勸奨若クハ斡旋ニ依リ軍需生擔其ノ他ノ重要産業ニ就職シタルモノ其ノ收入ガ從前ノ收入ヨリ減少シ生活困難ナルトキハ其ノ生活ヲ援護スル爲就職後ノ生活援護費ヲ支給ス
二 就職後ノ生活援護費ハ男子ニ付テハ一人一月平均三十圓女子ニ付テハ一人一月平均二十圓トス
三 就職後ノ生活援護費支給ノ期間ハ離職中ノ生活援護費支給ノ期間ト合シ最長九ヶ月ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス
四 就職後ノ生活援護費支給ノ申請ハ別紙第二號様式ニ依ルコトトシ第三號様式ニ依ル從前收入申請書及第四號様式ニ依ル企業整備ニ依ル轉職證明書(産報會員加入申込書)添付ノ上事業主ヲ通ジ産報會長ヲ經テ、地方長官ニ提出セシムルモノトス
國又ハ軍作業應ニ就職シタル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ヲ經テ地方長官ニ提出セシムルモノトス
五 産報會長前號ノ申請書ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ内容ニ付審査ヲ上支給期間及支給金額ニ付意見ヲ附シ地方長官ニ申送スルモノトス
六 就職後ノ生活援護費支給ノ申請書ニハ援護金受領ニ關スル申請者ノ事業主ニ對スル委任狀ヲ添付セシムルモノトス
七 就職後ノ生活援護費ハ一ヶ月毎ニ之ヲ支給スルモノトス

報告其ノ他
一 (略)
二 指導所長、産報會長又ハ事業主ニ對シテハ別紙第六號様式ニ依ル生活援護費支給臺帳ヲ備ヘ置カシムルモノトス
(第一號様式) (略)
(第二號様式)
就職後ノ生活援護費申請書

就職後ノ生活援護費申請書

申請者	前職		現職		本籍地	現住所	家族別居ノ事由	離職又ハ轉職原因	昭和年月日	就月日	昭和年月日
	工場事業場及事業主名	職種	工場事業場及事業主名	職種							
男女別氏名											
生年月日											
氏名											
年齢											
本人ノ職											
職業											
備考											
氏名											
年齢											
本人ノ職											
職業											
備考											

参考事項
右ノ通ニ付就職後ノ生活援護費支給相成度此段及申請候也
昭和 年 月 日
地方長官殿
(申請者) 氏 名

從前ノ收入ヨリ減少シ生活困難ナルトキハ其ノ生活ヲ援護スル爲就職後ノ生活援護費ヲ支給ス
 二 就職後ノ生活援護費ハ男子ニ付テハ一人一月平均三十圓女子ニ付テハ一人一月平均二十圓トス
 三 就職後ノ生活援護費支給ノ期間ハ離職中ノ生活援護費支給ノ期間ト合シ最長九ヶ月ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

四 就職後ノ生活援護費支給ノ申請ハ別紙第二號様式ニ依ルコトトシ第三號様式ニ依ル從前收入申請書及第四號様式ニ依ル企業整備ニ依ル轉職證明書(産報準備員ニアリテハ産報準備員加入申込書)添付ノ上事業主ヲ通シ産報會長ヲ經テ、地方長官ニ提出セシムルモノトス
 五 産報會長前號ノ申請書ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ内容ニ付審査ヲ上支給期間及支給金額ニ付意見ヲ附シ地方長官ニ申達スルモノトス

六 就職後ノ生活援護費支給ノ申請書ニハ按護金受領ニ關スル申請者ノ事業主ニ對スル委任狀ヲ添付セシムルモノトス
 七 就職後ノ生活援護費ハ一ヶ月毎ニ之ヲ支給スルモノトス

- 報告其ノ他
- (略)
 - 指導所長、産報會長又ハ事業主ニ對シテハ別紙第六號様式ニ依ル生活援護費支給臺帳ヲ備ヘ置カシムルモノトス

(第一號様式) (略)
 (第二號様式)

就職後ノ生活援護費申請書

請者	前職		現職	職種	職種	氏名	年齢	本人ノ職	職業	備考	氏名	年齢	本人ノ職	職業	備考
	工場事業場主名	工場事業場主名													
生年	月	日													
男女別氏名	(男女ノ別)		年月日(生滿歲)	本籍地	現住所	家族別居ノ所	轉職年月日	轉職原因	轉職年月日	轉職原因	昭和年月日	職	昭和年月日		

參考事項
 右ノ通ニ付就職後ノ生活援護費支給相成度此段及申請候也
 昭和 年 月 日
 地方長官殿 (申請者) 氏 名

(第二號様式裏面)

認定書

金額	援護		認定期間及金額	支給期間	金額	同上	算出基礎
	至	至					
至	至	至	至	至	至	至	至
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日
一月分	一月分	一月分	一月分	一月分	一月分	一月分	一月分
収入	基	從	從	從	從	從	從
在	準	前	前	前	前	前	前
月	月	月	月	月	月	月	月
額	額	額	額	額	額	額	額
支	支	支	支	支	支	支	支
給	給	給	給	給	給	給	給
期	期	期	期	期	期	期	期
間	間	間	間	間	間	間	間
受	受	受	受	受	受	受	受
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル
支	支	支	支	支	支	支	支
給	給	給	給	給	給	給	給
期	期	期	期	期	期	期	期
間	間	間	間	間	間	間	間

記載注意
 一 本認定書ハ事業主ニ於テ記載シ産報會長ノ認定ヲ經ルコト
 二 本按護費ノ支給ニ當リテハ一月分ゾ區切リ支給相成ベキモノニシテ離職中ノ生活援護費ノ支給ヲ受ケタル期間ヲ差引キタル爲端數ヲ生ズル場合ハ之ガ日割計算ニヨリ算出シタル額ヲ當月分トシテ支給スルコト
 三 別居ノ事實ノ有無ハ從前家族ト同居シアリタルモ止ムヲ得ザル事由ノ爲別居シタル者ト否トノ區別トスルコト
 四 差引額ハ從前ノ收入月額又ハ基準前收月額ト現在收入月額トノ差額ヲ記載スルコト
 五 認定額ニツキ變更ヲ生ズベキ事實生ジタルトキハ直ニ地方長官ニ通報スルコト
 (第三號様式)

従前収入申告書

氏名印		生年月日		年 月 日		住 居		本籍地	
職業名		同上職業ニ従		就業地		就業先		(事業場、名称又ハ使用者氏名)	
至自		至自		至自		至自		至自	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
月 別		基本給額		月 收 入 額		住 込、通 勤、食 事 付 ノ 別		備 考	
月 月		月 月		月 月		月 月		月 月	
時 日 給		時 日 給		時 日 給		時 日 給		時 日 給	
円 銭		円 銭		円 銭		円 銭		円 銭	
日 日		日 日		日 日		日 日		日 日	

右記載ノ通給料(至自)支給セシコトヲ證明候也

昭和 年 月 日

使用者住所

氏 名

前一月平均額	円 銭
基準前收月額	円 銭

(本欄ハ記入ヲ要セズ)

記載注意

- 一 本申告書ハ豫メ従前ノ使用者ニ提出シ給與支給状況ニ付證明ヲ求ムルコト
- 二 本申告書ハ就職後ノ生活保護費支給ノ申請書ニ添付スルモノナルニ付必ず就職先工場ニ提出スルコト、若シ本申告書ヲ持参セザルトキハ生活保護費ノ支給遅延スルヲ以テ必ず持参スルコト
- 三 基本給額欄ニハ月給、日給又ハ時給ノ額ヲ記載スルコト
- 四 月收額欄ニハ其ノ月ノ基本給、手當等ノ合計額ヲ記入スルコト(賃物給與、臨時給與及賞與ハ月收額ニ算入セザルコト)
- 五 賃金統制令ニ依ル賃金臺帳ヲ作製スル雇傭主ニ使用サレタ者ハ個人票ノ支拂貸金計(1)欄ノ額ニ家族手當ノ額ヲ加ヘタルモノヲ記入スルコト
- 六 給與支給状況ニ付證明ヲ求ムルトキハ記入ノ三ヶ月間ガ二以上ノ使用者ニ亘リタル時ト雖モ離職又ハ轉職直前ノ使用者ニ限り證明ヲ求ムルコト
- 七 故意又ハ重大ナル過失ニ依リ虚偽ノ申告ヲ爲シタル場合ハ生活保護費ヲ支給セズ

(第四號様式)

企業整備ニ依ル轉職證明書

工場所在地	
事業場名稱	
従業者氏名	

一 右ノ者昭和 年 月 日企業整備ニ依リ轉職シタルモノナリ

二 右ノ者至自 年 月 日 日間金 円 銭也離職中ノ生活保護費ノ支給ヲ受ケタルモノナリ

右證明ス

昭和 年 月 日

何々國民職業指導所長 印

記載注意

- 一 供出地國民職業指導所長ニ於テ發行シ就職決定ノ際本人ニ交付スルモノトス
- 二 證明該當事項ノミ記載スルモノトス

(第五號様式) (略)

(第六號様式) (略)

(第六號様式乙)

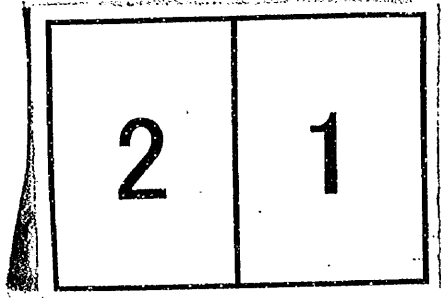
就職後ノ生活保護費支給臺帳

被保護者氏名	年 月 日	扶養家族數	支給期間	支給金額	離職期間	就 業 備 考
男 女 別			至 自 月 日 日 間		至 自 月 日 日 間	
別居ノ有無						

記載注意

- 一 離職期間欄ニハ離職中ノ生活保護費ヲ受ケタル期間ヲ記載スルコト
- 二 本臺帳ハ都道府縣及事業主ニ於テ備付クベキモノトスルコト

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3版以上のため
文書等名	企業整備に関する諸手当等 に関する件
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

(別紙第二)
厚生省發勤第三三六號

(昭和十八年九月十八日海軍公報(部内限))

昭和十八年七月二十二日

各地方長官殿
厚生省 勤勞局長

企業整備ニ伴フ休業手當、補助要綱並ニ生活保護費支給要綱實施ニ
關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本日別途厚生次官ヨリ通牒相成候處左記事項御留意ノ上之ガ運営ニ遺憾ナキヲ期セラレ
度

追而本件實施ニ關シテハ大日本產業報國會ヲシテ積極的ニ協力セシムルコトト相成候ニ付御了知相成度
記

一 離職中ノ生活保護 (略)
二 就職後ノ生活保護

(一) 就職後ノ生活保護費ハ從前ノ收入月額ト就職直後ノ收入月額トノ差額相當額ヲ支給スルモノトス
(二) 從前ノ收入月額ハ左ノ各號ニ依リ算出シタル額トス

(イ) 從前ノ工場事業場ニ於テ離職又ハ轉職直前三ヶ月間ニ於テ受ケタル收入(生活保護費支給要綱第五
號様式ニ依リ從前收入額申書書記載ニ依ル)ヲ同期間ノ就業日數ニテ除シタル商ニ二十五ヲ乗ジタル
額トシ就業日數不明ノ場合、月給制ノ場合ハ離職又ハ轉職直前三ヶ月間ニ於テ受ケタル總收入額ノ三
分ノ一トス

(ロ) 住込商業使用人等ノ住居ノ利益及食事給與ハ之ヲ就職後ノ工場事業場等ニ於ケル寄宿費及食費ト同
額ニ査定ス

(三) 就職直後ノ收入月額ハ就職直後一ヶ月間ニ受ケタル收入ヲ同期間ノ就業日數ニテ除シタル商ニ二十五
ヲ乗ジタル額トス
但シ左ニ掲グルモノハ之ヲ除ク

1. 就業十一時間(常時十一時間ニ滿タザル就業ヲ爲ス場合ハ其ノ時間)ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ
休日ノ就業ニ對スル給與

2. 特殊作業手當

3. 季節手當、臨時作業手當其ノ他一定期間ヲ限リ特ニ支給スル手當

4. 精動手當

5. 臨時給與

6. 賞 與

(四) 從前ノ收入月額ガ左ノ基準前收入月額ヲ超ユルトキハ左ノ金額ヲ以テ從前ノ收入月額トスルコト
扶養家族ナキ者

年 齡	金 額	年 齡	金 額
滿十八歲未滿	四 十 圓	滿二十歲未滿	三 十 圓
滿二十歲未滿	五 十 圓	滿二十歲以上	四 十 圓
滿廿五歲未滿	七 十 圓	滿三十歲以上	五 十 圓
滿三十歲未滿	八 十 圓		
滿三十歲以上	九 十 圓		

(イ) 扶養家族アル者
(イ) ニ掲グル金額ハ扶養家族一人ニ付十圓ノ割合ヲ以テ加算シタル金額但シ加算スベキ金額ハ最高五
十圓トス

(五) 就職後ノ生活保護支給ノ期間ハ從前ノ收入月額ト就職直後ノ收入月額トノ差額三十圓以下ノ者ニ對シ
テハ四ヶ月トシ差額三十圓ヲ超ユル者ニ對シテハ更ニ差額十圓ヲ増ス毎ニ一ヶ月延長スルモノトシ最長
九ヶ月迄支給シ得ルコト

(六) 轉職ニ因リ止ムヲ得ズ扶養家族ト世帯ヲ別ニスル者ニ對シテハ第五號ノ規定ニ拘ラズ事情ニ依リ別居
ノ間別ニ一ヶ月ニ付十五圓ノ別居手當ヲ支給スルコト但シ九ヶ月ヲ超ヘテ支給スルコトヲ得ザルコト

(七) 扶養家族ト稱スルハ左ニ掲グル者ニシテ被保護者ノ收入ニ依リ生活ヲ維持スルモノヲ謂フモノナルコ
ト

(イ) 配偶者(内縁關係ヲ含ム)
(ロ) 滿六十歲以上ノ直系尊屬
(ハ) 滿十四歲以下ノ直系尊屬
(ニ) 滿十四歲以下ノ弟妹

企業整備ニ伴フ休業手当、補助要綱並ニ生活保護費支給要綱實施ニ
關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本日別途厚生次官ヨリ通牒相成候處左記事項御留意ノ上之ガ運営ニ遺憾ナキヲ期セラレ
度

進而本件實施ニ關シテハ大日本産業報國會ヲシテ積極的ニ協力セシムルコト相成候ニ付御了知相成度

記

一 離職中ノ生活保護 (略)

二 就職後ノ生活保護

(一) 就職後ノ生活保護費ハ從前ノ收入月額ト就職直後ノ收入月額トノ差額相當額ヲ支給スルモノトス

(二) 從前ノ收入月額ハ左ノ各號ニ依リ算出シタル額トス

(イ) 從前ノ工場事業場ニ於テ離職又ハ轉職直前三ケ月間ニ於テ受ケタル收入(生活保護費支給要綱第五
號様式ニ依リ從前收入額申告書記載ニ依ル)ヲ同期間ノ就業日數ニテ除シタル商ニ二十五ヲ乗ジタル
額トシ就業日數不明ノ場合、月給制ノ場合ハ離職又ハ轉職直前三ケ月間ニ於テ受ケタル總收入額ノ三
分ノ一トス

(ロ) 住込商業使用人等ノ住居ノ利益及食事給與ハ之ヲ就職後ノ工場事業場等ニ於ケル寄宿費及食費ト同
額ニ査定ス

(三) 就職直後ノ收入月額ハ就職直後一ケ月間ニ受ケタル收入ヲ同期間ノ就業日數ニテ除シタル商ニ二十五
ヲ乗ジタル額トス

但シ左ニ掲グルモノハ之ヲ除ク

1. 就業十一時間(常時十一時間ニ滿タザル就業ヲ爲ス場合ハ其ノ時間)ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ
休日ノ就業ニ對スル給與

2. 特殊作業手当

3. 季節手当、臨時作業手当其ノ他一定期間ヲ限り特ニ支給スル手当

4. 精勤手当

5. 臨時給與

6. 賞與

(四) 從前ノ收入月額ガ左ノ基準前收入月額ヲ超ユルトキハ左ノ金額ヲ以テ從前ノ收入月額トスルコト

(イ) 扶養家族ナキ者

男

子

女

子

年齢	金額	年齢	金額
滿十八歳未滿	四十圓	滿二十歳未滿	三十圓
滿二十歳未滿	五十圓	滿二十歳以上	四十圓
滿廿五歳未滿	七十圓	滿三十歳以上	五十圓
滿三十歳未滿	八十圓		
滿三十歳以上	九十圓		

(ロ) 扶養家族アル者

(イ) ニ掲グル金額ハ扶養家族一人ニ付十圓ノ割合ヲ以テ加算シタル金額但シ加算スベキ金額ハ最高五
十圓トス

(五) 就職後ノ生活保護支給ノ期間ハ從前ノ收入月額ト就職直後ノ收入月額トノ差額三十圓以下ノ者ニ對シ
テハ四ケ月トシ差額三十圓ヲ超ユル者ニ對シテハ更ニ差額十圓ヲ増ス毎ニ一ケ月延長スルモノトシ最長
九ケ月迄支給シ得ルコト

(六) 轉職ニ因リ止ムヲ得ズ扶養家族ト世帯ヲ別ニスル者ニ對シテハ第五號ノ規定ニ拘ラズ事情ニ依リ別居
ノ間別ニ一ケ月ニ付十五圓ノ別居手当ヲ支給スルコト但シ九ケ月ヲ超ヘテ支給スルコトヲ得ザルコト

(七) 扶養家族ト稱スルハ左ニ掲グル者ニシテ被保護者ノ收入ニ依リ生活ヲ維持スルモノヲ謂フモノナルコ
ト

(イ) 配偶者(内縁關係ヲ含ム)

(ロ) 滿六十歳以上ノ直系尊屬

(ハ) 滿十四歳以下ノ直系尊屬

(ニ) 滿十四歳以下ノ弟妹

(ホ) 不具廢疾者

(八) 其ノ他

扶養家族ニ付移動アリタル時又ハ別居ノ事實止ミタル時其ノ他支給金額ニ變更アルベキ事實生ジタル時
ハ被保護者ヨリ速ニ事業主及産報會長ヲ經テ地方長官ニ通報セシムルコト
被保護者他ニ轉職セルトキハ事業主ヨリ産報會長ヲ經テ速ニ地方長官ニ通報セシムルコト

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千四百九十七號

昭和十八年九月二十日(月)

海軍大臣官房

○令 達

官房空機密第一八四一號ノ二

昭和十八年官房空機密第一八四一號ニ依ル飛行學生ハ從來ノ飛行學生トノ區別上必要アル場合ニ於テハ之ヲ飛行學生(特)ト稱スルコトヲ得

昭和十八年九月十八日

海 軍 大 臣

内令提
要登載

○通 牒

官房機密第二九二號

昭和十八年八月十五日

海 軍 省 副 官

内令提
要登載

各 應 長 殿

海軍應衛及官職名等ノ英譯及佛譯ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シテハ昭和九年官房第一三五號別冊ノ通

海軍公報(部内限) 第四千四百九十七號

昭和十八年九月二十日

九九九

從來部内ニテ一定使用セシメラレタル處其ノ後官制組織等ノ更革アリシニ依リ今回之ヲ追補改正シ別冊ノ通定メラレ候
追テ別冊ハ所要ノ向ニノミ配付セラレ候
(別冊添)

官房備機密第一四五號ノ一六

昭和十八年九月二十日

海 軍 省 副 官

内令提
要登載

各 應 長 殿

郵便物ニ關スル件通牒

官房備機密第一四五號通牒首題ノ件別冊郵便物ニ關スル例規中左記ノ通改メラレ候

記

附録所在地區別符表(其ノ四)中ニ「ケイ諸島セ五壹」「アル諸島セ五貳」「タニンバル諸島セ五參」ヲ加フ
附録部隊區別符表(其ノ一)中ニ「第三十一衛所隊ウ貳六九」「第二防疫班ウ貳七〇」「第六十四防空隊ウ

貳七壹」ヲ加フ

同(其ノ三)中ニ「第十四警備隊 イ六四」「第二十八航空戦隊司令部 イ七六」ヲ加フ

同(其ノ四)中「吳鎮第八特陸 セ壹五」ヲ削リ「第七警備隊 セ六五」ヲ加フ

契三第一號ノ八〇九 昭和十八年九月二十日 依リ本號自消然減

海軍省兵備局長
海軍省經理局長

關係各廳長殿

間接軍需充足軍需木材處理ニ關スル件通牒

首題ニ關シテハ別紙海軍間接軍需、充足軍需木材處理要領ニ依リ實施方可然取計相成度

追テ直接軍需木材ニ關シテハ現狀通りニ有之

海軍間接軍需、充足軍需木材處理要領

第一通 則

第一條 本要領ニ於テ木材トハ物資動員計畫ニ依ル船舶車輛用材、土木建築用材、一般用材、電柱、枕木、杭木用材及合板ヲ總稱ス

第二條 本要領ニ於テ間接軍需木材トハ軍發註製品ノ

構成部分ナル木材ヲ謂フ

第三條 本要領ニ於テ充足軍需木材トハ軍ニ於テ新設又ハ増設ヲ命ジタル軍管理工場等ノ施設用木材ヲ謂フ

第四條 本要領ハ内地都、道、府縣木材株式會社(北海道地方木材株式會社ヲ含ミ以下府縣木材株式會社及日本木材株式會社ヲ稱ス)(以下日本社ト稱ス)ヨリ取得スルモノニ關シ規定ス

第二 間接軍需木材

第五條 主務部局需要額配當ヲ受ケタルトキハ各廳別(經理局ニ於テ契約ヲ爲スモノニ對スル分ハ經理局以下全ジ)割當ヲ定メ之ヲ兵備局、經理局、當該廳及當該廳所管鎮守府(大湊警備府ヲ含ム)所屬經理部ニ通知スルモノトス

第六條 各廳需要者ヨリ申請アリタルトキハ前條割當ノ範圍内ニ於テ申請書ニ對シ査定證明ノ上(申請ヲ俟タズ需要者ニ一括割當ヲ爲シ得ルトキハ割當ノ上)各經理部(經理局ニ於テ契約ヲ爲スモノニ關シテハ經理局以下全ジ)ニ送付スルモノトス

第七條 各經理部ハ前條ニ基キ割當證明書ヲ發行ノ上需要者ニ交付スルト共ニ需要地府縣木材(船舶用材

ニ在リテハ日本社)及經理局ニ通知スルモノトス
第八條 經理局前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ農林省ニ
之ヲ通知スルモノトス

(註) 農林省ハ之ニ基キ各都府縣又ハ日本社ニ生産及
配給割當指示ヲナシ其ノ旨經理局ニ通知スルモ
ノトス

第九條 需要者ハ第七條ノ割當證明書ニ基キ需要地府
縣本社又ハ日本社ニ發註取得スルモノトス

第十條 各經理部前四條ノ手續ニ依リ入手スルコト困
難ト認ムルモノアルトキハ經理局準備購入材ノ拂下
方ヲ請求スルコトヲ得

第十一條 各經理部ハ第七條ニ關スル手續ヲ定メ兵備
局、經理局及所要ノ向ニ通知スルモノトス

第三 充足軍需木材

第十二條 主務部局需要額配當ヲ受ケタルトキハ各需
要者別割當ヲ定メ兵備局、經理局及各需要者ニ通知
スルモノトス年間ノ割當困難ナルトキハ第一次第二
次等區分シ逐次通知スルコトヲ得

第十三條 經理局前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ需要地
都府縣毎ニ取纏メ農林省ニ通知スルモノトス
(註) 農林省ハ之ニ基キ各都府縣又ハ日本社ニ生産及

配給ノ割當指示ヲナシ其ノ旨經理局ニ通知シ來
ルモノトス

第十四條 需要者ハ第十二條ノ割當ニ基キ需要地府縣
本社(枕木ニ在リテハ日本社)ニ發註取得スルモノ
トス

第十五條 至急ヲ要スル場合主務部局ニ於テ海軍材ノ
拂下ゲヲ要スト認ムルモノアルトキハ經理局ニ對シ
準備購入材ノ保管轉換ヲ要求スルコトヲ得

第四 通 報

第十六條 主務部局、各經理部ハ需要者ノ年度間入手
實績ヲ調査シ毎年四月三十日迄ニ兵備局、經理局及
所要ノ向ニ通知スルモノトス

○ 辭 令

囑託(平洋丸一等機關士) 大川 三男

自今報酬年額貳千九百四拾圓ヲ給ス(註)海軍省)

宇佐美占太郎

第二南遣艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク

休職臺灣公立中等學校教諭 麓 香

第六十一海軍航空廠ニ於ケル工員養成所教務ヲ囑託

シ報酬年額千百圓ヲ贈與ス

高雄警備府事務囑託 勝木 三郎

自今報酬年額四百貳拾八圓ヲ給ス(以上同)

鐵道官 石田 啓次郎

海軍省事務兼海南警備府事務囑託ヲ解ク

臺灣總督府技師 早川 透

海軍省事務兼海南警備府事務囑託ヲ解ク

大東亞技師 諏訪 光一

(各通) 前田 文二

第二遣支艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク

(各通) 小野 六郎

栗栖 富登

天野 信義

第二遣支艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解ク

臺灣總督府技師 坂本 敏一

(各通) 大東亞事務官 篠川 正次

海南警備府ニ於ケル事務囑託ヲ解ク

農林技師 志道 吉次

同 海南海軍特務部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(以上同)

同

第八海軍建設部ニ於ケル業務ヲ囑託ス 小松 繁

但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(同)

遞信局技師 八木 幹二

支那方面艦隊ニ於ケル業務囑託ノ報酬トシテ金千貳拾圓ヲ贈與ス

支那方面艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(同)

勝木 三郎

高雄警備府ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(同)

東京郷技師 板倉 誠

海南海軍特務部ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(同)

森 芳雄

海南海軍特務部ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(同)

原 武雄

伊萬里灣在勤海軍武官府ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(同)

香西 次郎

軍令部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(同)

東浦 義雄

軍令部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

東浦 義雄

但シ報酬年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(三十一回同)

大東亞省調査官 高橋 晴貞

海軍省南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(三十一回同)

佐藤 修

第十一特別工作部ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(三十一回同)

山梨 靜雄

海軍省南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(三十一回同)

山下 正次

マカツサル研究所ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

狩野 四郎

第八艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上三十一回同)

坪田 光藏

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(三十一回同)

海軍技手 好井 松太郎

第四海軍施設部附ヲ命ス(三十一回同)

第十一海軍航空廠工員寄宿舎事務ヲ囑託ス 細川 利作

但シ報酬年額九百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

園藝試驗場技師兼農林技師 熊澤 三郎

海軍省事務ヲ囑託ス

臺北帝國大學教授 細谷 雄二

(各通) 臺北帝國大學醫學部附屬醫院 藥局長兼臺北帝國大學教授 塚本 赳夫

高雄警備府ニ於ケル業務ヲ囑託ス

木島 孝一

海軍省軍需局ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

渡邊 正住

(各通) 田原 穰

鈴木 百二

特設海軍燃料廠補給部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

渡邊 玄

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上三十一回同)

小林 正人

海軍主計中尉 森 弘

ホルネオ海軍民政部バリックババン州知事廳ニ要ス
ル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官
吏ヲ命ス(付支田官 海軍省經理局長)

○ 雜 款

○事務所撤去

呂號第四十四潜水艦艇裝員事務所ハ九月十二日撤去セ

リ

呂號第百十二潜水艦艇裝員事務所ハ九月十四日撤去セ

リ

○失官

○正誤(済)

八月十八日附公報(部内限) 辭令欄八七〇頁下段一、

二行目「第二十三特別根據 阿部熊次郎」ハ「第六警備隊分

隊附海軍中尉 阿部熊次郎」ノ、地隊附海軍中尉「第二十三特別根據

阿部熊次郎」ハ「第六警備隊附海軍兵曹長 郡司吉忠」ハ「第六

警備隊附海軍兵曹長 郡司吉忠」ノ孰モ誤

海軍公報

(部内限) 第四千四百九十八號

海軍大臣官房

昭和十八年九月二十一日(火)

1299

○令達

官房空第八九號ノ二
官房空第八九號申左ノ通改正ス

昭和十八年九月二十日

海軍大臣

「大東亞戰爭中」ノ下ニ「海軍工作應」ヲ加フ

(參照) 官房空第八九號ハ特設海軍工作部及特設海軍航空廠ニ機械器具ノ增備、補充又ハ備附ニ關スル件ナリ(昭和十八年海軍公報(部内限) 第四三六〇號)

○辭令

東京工業大學長 八木 秀次
東北帝國大學教授 披山 平一

(各通) 同 渡邊 寧
大阪帝國大學教授 岡部 金治郎
東京帝國大學教授 星合 正治
陸海軍電波技術委員會特別委員ヲ囑託ス

學士院長 長岡 半太郎
陸海軍電波技術委員會特別委員ヲ囑託シ部内限勅任官待遇トス(依テ海軍省)

海軍中佐 鶴殿 長俊

海軍生徒採用試験常置委員ヲ命ス(依テ同)

軍令部出仕海軍中佐 渡名喜 守定

第三部勤務ヲ命ス(依テ軍令部)

海軍少尉 高橋 力

第一課勤務ヲ命ス(依テ海軍省軍需局)

大阪海軍經理部々員兼海軍艦政本部造船部長監督會計官海軍航空本部造船兵監督會計官海軍主計大尉 家門 承三

通常物品(海軍工作應外ニ於テ保管出納スル臨時軍事費支辨直買材料)會計官吏ヲ免ス

海軍艦政本部出仕兼海軍航空本部出仕海軍主計中尉 笛吹 亨三

通常物品(海軍工作應外ニ於テ保管出納スル臨時軍事費支辨直買材料)會計官吏ヲ命ス(以上一四海軍艦政本部通常物品出納命令官)

海軍公報(部内限) 第四千四百九十八號

昭和十八年九月二十一日

一〇〇五

○ 雜 款

○ 試驗問題發送

第四十七期高等科看護術練習生採用試驗問題

(採用試驗施行期日 昭和十八年十一月十日)

右九月十五日左記ノ通發送濟、未着又ハ別ニ必要ノ向
ハ至急通知相成度

記

一 聯合試驗參加各部ノ分ハ横須賀海軍人事部長及大
湊警備府副官宛送付

二 單獨試驗施行ノ所轄ヘハ直送

三 聯合試驗參加豫定ノ所轄ニテ豫定變更ノ爲聯合試
驗不能ノ向ニ對スル分トシテ横須賀海軍人事部長宛
若干部送付

(横須賀海軍病院)

○ 應舍移轉

横須賀海軍人事部ハ九月二十日横須賀鎮守府構内ニ新
設セル獨立應舍ニ移轉セリ

但シ第三課長、徵募、恩給、援護ノ各係ハ鎮守府應
舍内ニ於テ執務シ電話番號ハ従前ニ同ジ

○ 事務所撤去

第八十五警備隊事務所ハ九月十七日撤去セリ

(限。内。部)

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十八年九月二十一日 (火)
海軍大臣官房

○ 辭 令

(各通) 北安丸 船長 森 彦次郎
同 首席通信士 大崎 茂雄

囑託ヲ命シ部内限奏任官待遇トス (昭和十八年九月九日附)

囑託ヲ命シ部内限奏任官待遇トス (昭和十八年九月九日附)

新玉丸二等運轉士 木下 幾次
囑託ヲ命シ部内限奏任官待遇トス (昭和十八年九月九日附)

囑託 (第一あまか) 菰 渕 爲一
同 (第一あまか) 長 濱 正三
(以上昭和十八年一月十三日附)

(各通) 囑託 (第一あまか) 甲州谷 福藏
囑託 (第一あまか) 上原 榮枝
(昭和十八年二月十九日附)

横須賀海軍港務部ニ於ケル業務ヲ囑託ス (待遇如故)
(以上同)

(各通) 新玉丸 船長 坪倉 亮一
同 一等機關士 谷口 傳一

囑託ヲ命シ部内限奏任官待遇トス (昭和十八年五月二日附)

囑託 (箕面丸船長) 本田 眞喜士
南西方面艦隊司令部ニ於ケル業務ヲ囑託ス (待遇如故) (昭和十八年五月二日附)

(各通) 東寧丸船長 山地 藻久朗
東寧丸機關士 市村 三郎
(昭和十八年四月二十日附)

囑託ヲ命シ部内限奏任官待遇トス (以上同)

新玉丸一等運轉士 藤川 重三
囑託ヲ命シ部内限奏任官待遇トス (昭和十八年五月二日附)

(各通) へいわ丸 船長 黒河 本藏
同 一等運轉士 三浦 元藏
同 二等運轉士 奥村 忠平

海軍公報 (部内限) 號外

へいわ丸機關長 加藤 國重
同 一等機關士 中富 芳松
同 無線局長 北 要一
囑託ヲ命シ部内限奏任官待遇トス(十六日同)
朝風丸無線局長 松平 恒秋

(各通) 朝風丸一等機關士 井口 彈藏
朝風丸三等機關士 野中 武夫
啓山丸一等運轉士 堂 園 榮

囑託ヲ命シ部内限奏任官待遇トス(以上同)

(各通) 啓山丸 船長 村田 新作
同 一等運轉士 北川 誠三
同 機關長 中村 觀彌

囑託ヲ解ク(以上海軍省)

さんるいす丸機關長 植村 謙三
さんるいす丸二等機關士 駒形 正造
さんるいす丸一等機關士 安 藤 實

さんるいす丸船長 中島 利雄
同 二等運轉士 市村 愛三
囑託ヲ解ク(以上同)
もんでびで丸船醫 石川 適

囑託ヲ解ク(昭和十七年十一月二十五日附)
第六眞盛丸船長 藤井米太郎
同 一等運轉士 廣 瀬 謙

(各通)

同 二等運轉士 石尾 八治
同 機關長 田浦 直人
同 一等機關士 柏井 清
同 通信局長 大内 義夫

囑託ヲ解ク(以上同)

東海丸一等運轉士 金崎 勇
東海丸機關長 飯村 宗勝
山鳥丸二等運轉士 稻葉 俊夫
山鳥丸一等運轉士 伊藤 征五郎

天龍丸一等運轉士 喜田 孝一
(昭和十七年四月二十九日附)

天龍丸一等機關士 平田 良知
(昭和十七年六月十六日附)

天龍丸 船長 木村 準一
(昭和十七年六月十六日附)

同 一等機關士 尾上 榮次郎
(以上昭和十八年一月十六日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

建川丸三等運轉士 岡 貞
(昭和十七年八月十四日附)

同 三等機關士 中川 肇
(以上昭和十七年六月四日附)

建川丸一等運轉士 久 保 昇
(昭和十七年八月十四日附)

(各通) 建川丸船長 今泉 大六
(昭和十七年十二月二十二日附)

建川丸無線局長 安孫子 喜明
(昭和十八年二月二十五日附)

建川丸次席二等機關士 嶋村 隼人
(昭和十八年三月三十日附)

建川丸二等運轉士 太田 吳郎
(昭和十八年三月三十一日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

松安丸一等機關士 黒田 又喜
(昭和十七年七月九日附)

(各通)

松安丸一等機關士 寄元 好人
(昭和十八年六月四日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

山霜丸機關長 宍倉 健司
(昭和十七年七月十三日附)

山霜丸二等機關士 三 島 要
(昭和十七年七月十五日附)

山霜丸 船長 荒尾 健吉
(昭和十七年七月十五日附)

同 一等運轉士 村上 巽

同 機關長 合田 平吉

同 一等機關士 長井 倍三

同 無線局長 杉浦 春雄
(以上昭和十八年六月三日附)

同 兼事務局長 杉浦 春雄
(以上昭和十八年六月三日附)

御室山丸船長 中川 亮信
(昭和十七年八月八日附)

(各通) 御室山丸三等運轉士 前田 豪雄
(昭和十七年八月九日附)

御室山丸次席二等機關士 古林 武昌
(昭和十七年十月五日附)

御室山丸首席一等機關士 村上 捨一
(昭和十八年五月三日附)

御室山丸一等運轉士 今井 義一
(昭和十八年六月二十二日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

さんべどろ丸船長 阿 部 晋
(昭和十七年八月二十二日附)

さんべどろ丸一等機關士 粟 生 薫
(昭和十七年八月二十二日附)

(各通)

さんべどろ丸無線局長 野村 雄次
(昭和十七年八月二十六日附)

さんべどろ丸二等機關士 柴田 留治
(昭和十八年四月十二日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

さんらもん丸機關長 原 武
(昭和十七年八月十八日附)

さんらもん丸二等機關士 山本 公男
(昭和十七年八月二十二日附)

(各通)

さんらもん丸一等機關士 志村 善雄
(昭和十七年八月二十九日附)

さんらもん丸一等運轉士 瓜田 亮次
(昭和十八年一月二十六日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

田子の浦丸船長 須崎 辰一
(昭和十七年十月十七日附)

(各通) 田子の浦丸一等機關士 芳野 松夫
(昭和十七年十二月二日附)

田子の浦丸一等運轉士 松 尾 守
(昭和十八年一月十九日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

平洋丸機關長 小坂 親信
(昭和十七年十二月十日附)

平洋丸船醫 古田 豊喜
(昭和十八年一月八日附)

平洋丸 船長 田中 彦三

(各通)

同 一等運轉士 民谷 彌一

同 二等運轉士 樗木 一久
事務長 原 武雄
(以上昭和十八年二月九日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

海平丸船長 藤 井 傳
(昭和十七年十一月二十五日附)

(各通)

海平丸一等運轉士 廣 中 保之助

同 一等機關士 鷹尾 留吉

囑託ヲ解ク(以上同)

同 無線局長 秋保 吉藏
(以上昭和十八年五月五日附)

尾上丸二等運轉士 沖 慶之
(昭和十七年十二月二十五日附)

尾上丸一等機關士 久山 源六
(昭和十七年十二月二十八日附)

<p>尾上丸通信局長 小泉 惣吉 同 三等機關士 和田 友夫 (以上昭和十八年三月八日附)</p> <p>尾上丸一等運轉士 高次 武治 同 三等運轉士 近藤 勇吉 同 二等機關士 内田 茂 同 一等機關士 常田 廣 (以上昭和十八年三月十日附)</p> <p>尾上丸機關長 今井 浩三 (昭和十八年三月十二日附)</p> <p>尾上丸船長 稻見 幹夫 同 事務長 赤熊 一 郎 (以上昭和十八年三月十六日附)</p> <p>囑託ヲ解ク(以上同)</p> <p>あかつき丸船長 山本 繁太郎 (昭和十八年一月二日附)</p> <p>あかつき丸機關長 深川 三二 同 二等運轉士 森 勝 同 無線局長 御園 潔 (以上昭和十八年六月五日附)</p> <p>囑託ヲ解ク(以上同)</p> <p>臺東丸機關長 青山 義三 囑託ヲ解ク(昭和十八年同)</p>	<p>千光丸二等運轉士 高橋 鴻 囑託ヲ解ク(昭和十八年同)</p> <p>高砂丸一等機關士 大月 穂住 (昭和十八年一月十三日附)</p> <p>高砂丸次席二等機關士 福原 秀夫 (昭和十八年四月十七日附)</p> <p>澎湖丸事務長 岡田 俊作 (昭和十八年一月十六日附)</p> <p>澎湖丸事務長 渡部 三郎 (昭和十八年三月六日附)</p> <p>囑託ヲ解ク(以上同)</p> <p>北陸丸次席二等機關士 山崎 勝一 (昭和十八年一月十八日附)</p> <p>北陸丸一等機關士 中野 恒 (昭和十八年四月六日附)</p> <p>北陸丸一等運轉士 枝松 喜久雄 (昭和十八年四月十五日附)</p> <p>北陸丸主任無線通信士 伊東 永 (昭和十八年四月二十日附)</p> <p>囑託ヲ解ク(以上同)</p> <p>金泉丸一等機關士 矢野 清 囑託ヲ解ク(昭和十八年同)</p>
--	--

海軍公報 (部内限) 號外

富士山丸一等運轉士 石橋 彌

(昭和十八年二月二十四日附)

富士山丸機關長 角田 春吉

(昭和十八年二月二十六日附)

富士山丸一等機關士 幸家 政二

(昭和十八年二月二十三日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

昭瑞丸二等運轉士 兼 友 穰

(昭和十八年二月二十四日附)

昭瑞丸無線通信士 中井 宗吉

(昭和十八年四月十九日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

新夕張丸機關長 大出 貞次郎

囑託ヲ解ク(昭和十八年一月二十五日附)

囑託 上原 榮枝

同 長濱 正三

同 菰刈 爲一

同 甲州谷 彌藏

横須賀海軍港務部ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(昭和十八年二月六日附)

第三日の丸船長 石井 八郎

同 一等運轉士 金子 武次

同 無線通信士 大川 七郎

囑託ヲ解ク(昭和十八年一月二十五日附)

囑託ヲ解ク(昭和十八年一月二十五日附)

第二號東光丸船長 鈴木 薫

東榮丸 船長 濱崎 龜之助

同 一等運轉士 古賀 繁二

同 機關長 工藤 孝一

同 一等機關士 鈴木 三郎

同 無線局長 深谷 精一

囑託ヲ解ク(昭和十八年一月二十五日附)

滿光丸一等機關士 早川 五郎

(昭和十八年二月四日附)

滿光丸一等運轉士 貞村 松之助

(昭和十八年四月二十日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

澎湖丸機關長 木曾 徳一

囑託ヲ解ク(昭和十八年一月二十五日附)

日向丸船長 岡本 勇勝

(昭和十八年二月六日附)

日向丸船長 大高 彌吉

同 機關長 大地 正雄

(以上昭和十八年四月五日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

囑託ヲ解ク(昭和十八年一月二十五日附)

明石山丸一等機關士 野々村 重藏

囑託ヲ解ク(任前同)

管崎丸船醫 五木田 仲亮

日鐵丸一等運轉士 新莊 忠太郎
(昭和十八年二月二十三日附)

日鐵丸一等運轉士 福井 武雄
(昭和十八年三月五日附)

日鐵丸一等機關士 永田 盛雄
(昭和十八年五月二十日附)

日鐵丸一等運轉士 木 谷 勇
(昭和十八年五月二十一日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

龍野丸事務長 鈴木 辰三郎
(昭和十八年二月二十四日附)

龍野丸一等運轉士 清水 貞次郎
(昭和十八年六月十五日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

辰武丸二等機關士 只 松 勇

囑託ヲ解ク(任前同)

會昌丸船長 村上 玉三郎
(昭和十八年二月二十八日附)

會昌丸機關長 齋藤 定彦
(昭和十八年五月二十五日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

日章丸一等運轉士 中山 英

(各通)

泰安丸船長 名古 徳助

囑託ヲ解ク(以上任前同)

霧島丸二等運轉士 坂口 松雄

囑託ヲ解ク(任前同)

桑港丸一等機關士 尾 形 清
(昭和十八年三月七日附)

桑港丸一等運轉士 若林 秋雄
(昭和十八年三月二十日附)

桑港丸無線局長 松平 恒秋
(昭和十八年三月二十一日附)

桑港丸船長 安藤 三郎
(昭和十八年三月二十七日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

榛名丸船長 松本 一乙

神和丸 船長 住友 鹿八

(各通)

同 一等運轉士 大崎 孝一

同 機關長 濱田 尊夫

同 一等機關士 耕野 喜三太

囑託ヲ解ク(以上任前同)

山霧丸一等機關士 宮崎 滿夫
(昭和十八年三月十日附)

山霧丸一等運轉士 酒井 噓
(昭和十八年七月十日附)

(各通)

金峰山丸 船長 村嶋 一雄
同 一等運轉士 田口 吉郎
同 二等運轉士 伊東 三夫
同 無線局長 山田 隆二
同 兼事務長

囑託ヲ解ク(以上同)

(各通)

第二號東亞丸 船長 廣瀬 健治
同 一等運轉士 竹中 覺次郎
同 二等運轉士 東郷 吉房
同 三等運轉士 吉田 一男
同 三等機關士 塩野谷 正夫
同 事務長 原 和一

囑託ヲ解ク(以上同)

(各通)

松祐丸船長 武 藤 榮
(昭和十八年三月十二日附)

松祐丸一等運轉士 森 本 勇
(昭和十八年六月三日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

神州丸一等機關士 松本 誠吾
妙高丸一等機關士 西山 克己

囑託ヲ解ク(以上同)

とよさか丸一等機關士 島住 増徳
青南丸一等運轉士 里村 元行

囑託ヲ解ク(以上同)

第二號興東丸機關長 和田 甚吾
白馬山丸一等機關士 窪井 爲貞
(昭和十八年四月十日附)

(各通)

白馬山丸二等運轉士 福元 治郎
(昭和十八年四月十二日附)
白馬山丸船長 折 戸 功
(昭和十八年四月十四日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

(各通)

興津丸一等運轉士 新岡 源太郎
同 二等運轉士 玉屋 文男
同 二等機關士 坂本 英男

囑託ヲ解ク(以上同)

(各通)	南滿丸二等機關士 加藤 虎之助 (昭和十八年四月十三日附)	南滿丸機關長 中島 末男 (昭和十八年五月八日附)	囑託ヲ解ク(以上同)	海城丸二等運轉士 中川 義則	同 無線技士 望月 早苗	同 事務長 高西 進一 (以上昭和十八年四月十六日附)	(各通)	海城丸 船長 中川 弦壯	同 一等運轉士 石井 二郎	同 機關長 俣野 又市	同 一等機關士 岩崎 政夫 (以上昭和十八年六月二十九日附)	囑託ヲ解ク(以上同)	武陵丸一等機關士 桃井 榮次	囑託ヲ解ク(十九日同)	陽光丸二等運轉士 伊藤 繼二	囑託ヲ解ク(二十日同)	衣笠丸次席機關長 榊原 林壹	囑託ヲ解ク(二十六日同)	厚生丸 船長 宮田 大	同 一等運轉士 中本 秋人
(各通)	同 機關長 山口 邦盛	同 一等機關士 片川 乙吉	同 二等運轉士 島田 久幸	同 二等機關士 神戸 三太郎	同 無線局長 山本 清	囑託ヲ解ク(二十七日同)	日達丸一等運轉士 松井 米吉	囑託ヲ解ク(二十八日同)	乾祥丸一等機關士 千才 勇次	有馬丸 船長 田口 英重	同 一等運轉士 中島 俊	同 一等機關士 石井 千藏	同 二等機關士 中山 四三	同 首席三等機關士 佐藤 進	同 事務長 増野 清風	同 首席通信士 伊藤 光雄	囑託ヲ解ク(五日同)	日立丸船長 鈴木 梅太 (昭和十八年五月九日附)	日立丸首席通信士 松田 利雄 (昭和十八年六月七日附)	

海軍公報 (部内限) 號外

九

<p>(各通) 日立丸 船長 森本重康 同 機關長 山崎義光 同 一等運轉士 貞平 龍馬 (以上昭和十八年七月十八日附)</p>	<p>囑託ヲ解ク(以上同) さんとす丸船長 廣瀬 健治</p>	<p>囑託ヲ解ク(以上同) にき丸一等機關士 尾崎 康平 同 事務長 清水 辰雄 海光丸首席通信士 上田 能之</p>	<p>囑託ヲ解ク(以上同) 日本丸船長 岩田 耕平</p>	<p>囑託ヲ解ク(以上同) 能代丸二等運轉士 堀内 喜雄 (昭和十八年五月二十六日附)</p>	<p>(各通) 能代丸次席二等機關士 三好 豊 (昭和十八年六月十日附)</p>	<p>能代丸機關長 平石 松三郎 (昭和十八年六月十六日附)</p>	<p>囑託ヲ解ク(以上同) 明天丸一等機關士 池田 哲司</p>	<p>囑託ヲ解ク(以上同) 三十七丸同</p>
<p>ふろりだ丸 船長 白木 了一 同 一等運轉士 宮岡 三郎 同 機關長 廣瀬 清三郎 同 一等機關士 谷本 鈴夫 同 首席二等機關士 小林 喜作 同 次席二等機關士 宇佐美 稔 同 首席通信士 佐野 榮三 同 辰南丸船長 泉山 末次郎 同 機關長 中山 元吾</p>	<p>囑託ヲ解ク(以上同) 淀川丸 船長 里村 庄平</p>	<p>(各通) 同 機關長 森 五郎 同 一等運轉士 笠間 久信 同 一等機關士 中野 健 同 通信局長 佐藤 喜雄 同 兼事務長</p>	<p>囑託ヲ解ク(以上同) さんとす丸船長 鈴木 政治郎</p>	<p>囑託ヲ解ク(以上同) 山幸丸一等運轉士 松本 滿次</p>	<p>囑託ヲ解ク(以上同) 朝風丸無線局長 土居 清郷</p>			

(各通)

(昭和十八年六月二十七日附)
朝風丸一等機関士 千藤 孝三

(昭和十八年七月十日附)

囑託ヲ解ク(以上同)

寶洋丸一等運轉士 渡邊 精次郎

囑託ヲ解ク(以上同)

海軍公報 (部内限) 號外

1311

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千四百九十九號

昭和十八年九月二十二日(水)

海軍大臣官房

○令 達

官房需機密第四七八號

當分ノ間陸上ニ在ル部隊ニ於テ新ニ入團(隊)セル兵教育ノ爲配員セラレタル教員ノ被服物品交換期限及脚絆ノ貸與等ニ付テハ海兵團新兵教員ニ準ズルコトヲ得

昭和十八年九月二十二日

海軍大臣

官房醫第一一號

大東亞戰爭ニ際シ海軍ニ配屬セラレタル日本赤十字社救護員ニシテ傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ依リ歸還セシムルモノ又ハ死亡シタルモノノ補充交代等ニ關シ左ノ通定ム

昭和十八年九月二十二日

海軍大臣

第一條 海軍ニ配屬セラレタル日本赤十字社救護員(以下單ニ救護員ト稱ス)中傷痍疾病ノ爲配屬服務

繼續ノ見込ナキ者アル場合ニ於テハ配屬廳長ハ診斷書(公務基因ノモノニ在リテハ現認證明書又ハ事實證明書ノ寫共)ヲ添ヘ日本赤十字社ニ歸還(以下單ニ歸還ト稱ス)セシムベキ豫定期日(戰地配屬者ニ在リテハ内地還送豫定期日)ヲ日本赤十字社社長ニ通報シ之ガ補充ヲ請求スルモノトス

日本赤十字社社長前項ノ規定ニ依リ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ補充ニ關スル手續ヲ行ヒ補充員ノ身分、氏名、所屬及派遣期日ヲ配屬廳長ニ通報スルモノトス

第二條 海軍ニ配屬セラレタル救護員死亡シタル場合ノ補充ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第三條 救護員中傷痍疾病以外ノ事故ニ依リ歸還ヲ要スル者アル場合ニ於テハ配屬廳長ハ其ノ事由ヲ日本赤十字社社長ニ通報シ協議ノ上交代者ノ派遣ヲ受ケタル後之ヲ歸還セシムルコトヲ得但シ歸還ノ豫定期日(戰地配屬者ニ在リテハ内地還送ノ豫定期日)ヲ

海軍公報(部内限) 第四千四百九十九號

昭和十八年九月二十二日

一〇〇七

日本赤十字社社長ニ通報スルモノトス

第四條 前各條ノ規定ニ依リ救護員ノ補充交代ヲ實施シタルトキハ配屬廳長ハ所屬長官ニ之ヲ報告スルモノトス

第五條 歸還及補充交代ノ救護員ノ輸送ニ關シ海軍及日本赤十字社ニ於ケル擔任區分左ノ如シ

一 戰地配屬者

内地港灣乗船(下船)ノ時ヲ以テ限界トシ内地ニ於テハ日本赤十字社其ノ他ハ海軍ノ擔任トス

二 其ノ他ノ配屬者

配屬廳ニ到着ノ時迄日本赤十字社ノ擔任トス但シ配屬廳ノ所在地ニ依リ海軍ノ船舶等ニテ輸送スル場合ニ於テハ其ノ區間ニ限リ海軍ノ擔任トス

第六條 救護員中戰地配屬ノ歸還者及補充交代者ノ内地港灣乗船(下船)ノ際ノ授受ハ乗船(下船)港灣最寄ノ海軍病院副官ト日本赤十字社社長ノ指定スル職員トノ間ニ於テ之ヲ行フモノトス前條第二號但書ノ場合亦同ジ

第七條 歸還セシムベキ救護員ハ其ノ所屬ニ依リ日本赤十字社本部又ハ同支部ニ復歸セシムルモノトス但シ止ムラ得ザル事情アル場合ニ於テハ救護員ノ本籍

地又ハ居住地ニ直接歸郷セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ歸郷ノ豫定期日ノ通報ト共ニ歸郷地名ヲ日本赤十字社社長ニ通報スルモノトス

第八條 内地ニ還送セラレタル救護員ヲ收容セル内地海軍病院長ハ成ルベク速ニ之ヲ歸還セシムルモノトス但シ症狀之ヲ許サザル場合ニ於テハ病名、症狀ノ概要及退院豫定期日ヲ日本赤十字社社長ニ通報スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ救護員ハ退院ノ日ヲ以テ解任ト爲リタルモノトス

○ 通 牒

軍務一第一七三號

昭和十八年九月二十一日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

艦營需品(塗料)節約ニ關スル件申進

首題物品ノ節約ハ現下緊急ノ要件ト認メラレ候條左記了承ノ上極力節約ノコトニ取計相成度

記

一 艦船外舷（水線上）ノ塗換塗粧ハ從來ノ慣例ヲ廢シ防銹目的達成ノ最小限度ヲ目途トシ年一回程度入渠時等ノミニ塗粧スルモノトス

一 艦船内舷ノ塗換塗粧ハ原則トシテ之ヲ行ハズ但シ甚シキ發銹箇所又ハ被害等ニ依リ其儘放置スルニ忍ビ難キ場合ハ其局部的補修ニ止ムルコト

一 兵器、機關其ノ他諸要具等ノ塗粧ハ之ヲ中止ス迷彩ニ要スル塗料ハ此限ニアラズ

軍務一機密第七三一號

昭和十八年九月二十一日

海軍省軍務局長

各監理長殿

行政查察ニ關スル件申進

**内令提
要登載**

行政查察規程ニ依リ管轄管理工場ノ查察ニ際シテハ常該監理官業務モ查察ヲ受クベキ義ニ付事前準備ヲ整ヘ置カレ度

尙其ノ實施ニ當リテハ行政查察ノ趣旨ニ鑑ミ其ノ實效ヲ擧グル爲各管理工場ニ之ガ徹底ヲ圖ルト共ニ查察使及隨員ノ職務執行ニ極力便宜ヲ供與スル等可然取計相成度

軍需機密第六三四號

昭和十八年九月二十日

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

音響兵器用記錄紙回收ニ關スル件照會

首題ニ關シ九九式測深儀及輕便探信儀等ニ使用ノ沃度式記錄紙ハ全使用數量莫大ナル量ニ上リ資材ノ確保モ困難トナリタルニ付戰時貴重資材タル沃度回收ノ爲艦船部隊等ニ於テ使用済ノ分ハ同用罐ニ收納ノ上速ニ最寄海軍軍需部ニ還納シ各海軍軍需部ハ其ノ適量ヲ取纏メ海軍技術研究所音響研究部宛送付ノ事ニ取計相成度

水機密第九八號ノ六

昭和十八年九月十三日

水路部 長

**内令提
要登載**

關係各廳長殿

秘水路告示刊行ニ關シ一部訂正ノ件通知

昭和十七年十一月十一日海軍公報（部内限）第四千二百三十九號掲載ノ水機密第二〇〇六號中左記ノ通一部訂正ス

記

海軍公報（部内限）第四千四百九十九號

昭和十八年九月二十二日

一〇〇九

五 取 扱

秘 扱 ト ス

（イ） 部外船舶ニ對シテハ貸與品トス

（ハ） 本告示ニ依ル水路圖誌ノ訂正ハ之ヲ行ハザルモ

秘密燈臺表ニ限リ本告示ニ依リ訂正スルモノトス

（ニ） 本告示ヲ記入シタル普通海圖ハ秘扱トス

（本件ハ秘水路告示刊行ニ關スル件ナリ）

○ 辭 令

海軍大佐 小倉 藤三郎

防備關係調査研究委員會第三分科會委員ヲ命ス（九四〇

海軍省）

海軍主計中尉 伊藤 乙郎

第一百一海軍燃料廠ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂

ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計大尉 奥村 友彌

右同分任出納官吏ヲ免ス

海軍技手 川津 幸次郎

第四海軍施設部イメーシヤルト派遣員ニ要スル給

與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ

命ス

海軍主計中尉 楠本 俊吉

右同分任出納官吏ヲ免ス（以上九四〇支出官海軍省經

理局長）

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

海軍大臣官房

昭和十八年九月二十二日(水)

○ 通 牒

軍需機密需第五七七號ノ三

昭和十八年九月二十一日

海軍省軍需局長

各海軍軍需部長
各特設海軍軍需部長 殿

經營需品供給停止、供給制限、代用品利用及規格低下ニ關スル件中追加ノ件申進

昭和十八年八月二十六日軍需機密需第五七七號ヲ以テ申進ノ件中左ノ通追加セラレ候條了知相成度

供給停止品 記

主管別	區 別	品 名	記 事
主計長	備品	鏡	同一品名ニシテ既發付ノ通牒等ト記事欄相違ノモノハ本號ニ依リ處理ノコト以下同斷
"	"	同	委見
"	"	椅子	覆
"	"	甲	

海軍公報 (部内限) 號外

1316

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	主計長
"	貨	消	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	備品
ラ	アイ	綴	小	魚	長	丸	衝	洋	掃	書	机	下	洗	洗面鉢
ン	スク	金	型	焼	椅	卓	立	服	除			水	面	鉢
チ	リーム	甲	湯	器	子	子		筭	刷			溜	臺	甲
皿	機		沸					筒	毛	棚	灰			
			器					乙						
								運用長			机			
								主管			戊			
								衣服			ニ			
								函			テ			
								ニ			代			
								テ			用			
								代			用			

1317

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	主計長	主管別	供給制限品	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	備品	區別		"
紅茶匙	紅茶皿	紅茶碗	砂糖壺大	紅茶コーヒー瓶大	フオーク大	ナイフ大	洋皿	匙大	ソップ皿	水注小	品名	記	類	
				士官室以上用其ノ他ハ供給セズ				將官室用其ノ他ハ供給セズ				備品ニ準ズ		
											事			

1318

主管別	區別	品名	記
主計長	備品	鏡	寢室用ハ現制ノ約二分一、共用ハ現狀通トシ當分ノ間供給區分欄ノ一陸ヲ除ク
"	"	机	同一品名ニシテ既發付ノ通牒等ト記事欄相違ノモノハ同號ニ依ルノ外本號ニ依リ處理ノコト以下同斷
"	"	印	片袖其ノ他ヲ廢シ艦營需品標準圖() 内ノ寸度ノミト
"	"	圓形飯蒸釜	金具ヲ廢ス
"	"	配食器 特大、大、小	内地陸上部隊ノ一部ニ炊飯桶(木製)ヲ併用ス
"	"	食卓 匙	内地陸上部隊ノ一部ニ木製桶使用ス
"	"	食器 碗 大、中、小	アルミニウム又ハ木製
"	"	食器 皿	内地陸上部隊ハ陶磁器製其ノ他ヲ主用ス
主計長	備品	鹽	將官室以上用其ノ他ハ供給セズ
"	"	藥味	
"	"	セリーグラス	
貸與品	「甲」類		備品ニ準ズ

代用品使用又ハ規格低下

記事

海軍公報 (部内限) 號外

	〃	〃	〃
	貸 典 品	〃	〃
	「甲 類」	連 續 洗 米 機	萬 能 調 理 機
	備品ニ準ズ	一部木製品ニ轉換	

五

1320